

平成12年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月28日(水)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○副議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○仮議席の指定	7
○議事日程の報告	7
○日程第1、会議録署名議員の指名	7
○日程第2、会期の決定	7
○日程第3、諸報告	8
○日程第4、議長の選挙	8
○議長就任のあいさつ	10
○日程第5、議席の指定	10
○日程の追加	11
○日程第6、議席の一部変更(追加日程)	11
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について(議案第7号)	11
○日程第8、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件(議案第8号)	12
○日程第9、一般質問	19
○議長のあいさつ	39
○管理者のあいさつ	39
○閉会の宣告	40

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第7号

平成12年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成12年6月5日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成12年6月28日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成12年6月28日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	田	原	教	善	君	4 番	高	橋	信	次	君	
5 番	山	田	吉	徳	君	6 番	長	井	昭	夫	君	
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	松	村	和	子	君
9 番	井	上	勝	司	君	10 番	西	村	武	次	君	
11 番	中	島	常	吉	君	12 番	榊	原	京	子	君	
13 番	高	沢	良	夫	君	14 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

平成12年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成12年6月28日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)繰越明許費に係る繰越計算書について（報告第1号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(3)議事説明者について

日程第4、議長の選挙

日程第5、議席の指定

日程第6、議席の一部変更（追加日程）

日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について（議案第7号）

日程第8、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第8号）

日程第9、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	田	原	教	善	君	4番	高	橋	信	次	君	
5番	山	田	吉	徳	君	6番	長	井	昭	夫	君	
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	松	村	和	子	君
9番	井	上	勝	司	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	中	島	常	吉	君	12番	榊	原	京	子	君	
13番	高	沢	良	夫	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君
監査委員	菅	沼	明	之	君	事務局長 兼業務課長	池	畑	勝	一	君
事務局次長	柳	沢		弘	君	事務局次長 兼管理課長	山	崎	邦	治	君
総務課長	中	河		渡	君	建設課長	大	山	正	廣	君
水処 理一 所	金	子	久	夫	君						

事務局職員出席者

書記	杉	田	泰	明		書記	岡	安	文	雄
書記	森	田	進	一		書記	岸		俊	之
書記	高	山		淳						

○事務局長（池畑勝一君） 事務局より申し上げます。

坂戸市議会による下水道組合議会議員選挙後、初の議会であり、議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うことになっております。

高沢良夫副議長、議長席へお願いいたします。

〔13番 高沢良夫君議長席に着く〕

○副議長（高沢良夫君） ただいまご紹介をいただきました高沢良夫でございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

（午前10時15分）

○副議長（高沢良夫君） 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成12年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎副議長のあいさつ

○副議長（高沢良夫君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成12年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会のご案内を申し上げましたところ、何かとお忙しい中、早朝より全員の方のご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のためまことに喜ばしい次第であります。

本定例会に当たりましては、先般の坂戸市議会議員選挙において住民の信託を得て見事にご当選され、さらに本組合議会議員にご就任をいただきました坂戸市の議員の皆様に対しまして心からお祝いを申し上げます。

また、伊利管理者におかれましても、激しい戦いの中から見事坂戸市長に当選をされ、鶴ヶ島市長と協議により、管理者として就任されましたことに対し、心からお祝い申し上げます。

本日提案されております議案は、いずれも重要な議案でございます。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつといたします。

◎管理者のあいさつ

○副議長（高沢良夫君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日平成12年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多忙の中、ご健勝にて全員の方のご出席をいただきまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日の議会に当たりましては、先般の坂戸市議会議員選挙におきまして、市民の信託を得て見事当選の栄誉を勝ち取られ、さらに本組合議会議員にご就任いただきました坂戸市の議員各位に対しまして心からお祝いを申し上げますと同時に、今後のご活躍をご期待申し上げます次第でございます。

また、不肖私も、同時に執行されました坂戸市長選挙におきまして、市民各位のご信任をいただき、当選の光栄に浴し、去る5月12日坂戸市長に就任いたしました。本組合におきましても、鶴ヶ島市長さんとの協議によりご理解を賜り、同日付をもちまして管理者に就任し、5月18日には事務引き継ぎを完了いたしましたので、ここにご報告を申し上げます次第であります。

なお、ただいまは議長さんから心を込めたご祝辞のごあいさつを賜りまして、大変感激もいたしているところでございます。どうぞ議員各位のご指導をよろしくお願い申し上げます。

申し上げますまでもなく坂戸、鶴ヶ島下水道組合は、坂戸市並びに鶴ヶ島市の下水道事業を広域的に処理するために設置された一部事務組合ではありますが、発展する両市の都市施設として不可欠であります下水道の整備推進のため、管理者として微力ではありますが、全力を傾注する覚悟でありますので、議員各位におかれましてはより一層のご指導、ご鞭撻を重ねてお願いを申し上げます次第であります。

管理者就任に当たり、最初の議会でありますので、各種下水道事業についてその方針について申し上げます。

まず、公共下水道事業につきましては、平成11年度末で普及率51.5%となっており、全国平均あるいは埼玉県平均から見てもまだまだ及ばないところであり、普及率向上に向け、その整備を図ってまいりたいと存じます。特に鶴ヶ島市の普及促進を図るべき、昨年度完成した鶴ヶ丘ポンプ場の稼働にあわせ、本管布設等面整備につきまして鋭意努力しているところであります。また、維持管理面におきましても、北坂戸・石井の両水処理センターを初め各種施設の改修等を計画的に行い、その運転及び維持管理に万全を期していく所存でございます。

次に、都市下水路事業でございますが、飯盛川・大谷川両都市下水路ともその整備は順調に行われ、飯盛川都市下水路については整備率約96%、大谷川都市下水路については約73%の整備済みとなっております。特に大谷川都市下水路につきましては、関連機関と協議をし、逐次整備を図ってまいりたいと考えております。また、これらの維持管理についても、万全を期していく所存でございます。

次に、地域し尿処理施設については、現在坂戸市にある西坂戸団地、鶴ヶ島市にある星和若葉台団地の処理施設及び管渠の維持管理を行っているところでありますが、その管理には最善の努力を払ってまいるとともに、公共下水道の促進を図り、一刻も早く公共下水道へ接続できるよう努力いたす所存でございます。

いずれにいたしましても、これらの事業を推進する上で多額の財源を必要とする下水道事業でありますので、厳しい経済情勢の中、今後はさらに効率的な運営を図り、下水道普及促進に一層努力する所存でありますので、議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日ご提案申し上げます議案は、いずれも本組合運営上重要な議案でございますので、慎重ご審議をいただき、適切なるご結論を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎仮議席の指定

○副議長（高沢良夫君） この際、議事進行上、去る4月24日坂戸市臨時議会において選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◇

◎議事日程の報告

○副議長（高沢良夫君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

○副議長（高沢良夫君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、副議長において、

8番 松村和子議員

10番 西村武次議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○副議長（高沢良夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、平成12年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○副議長（高沢良夫君） 日程第3、諸報告をいたします。

管理者から、繰越明許費に係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成12年2月、3月及び4月分にかかわる現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前11時15分

○副議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議長の選挙

○副議長（高沢良夫君） 日程第4、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（高沢良夫君） ただいまの出席議員数は14人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（高沢良夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（高沢良夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

岡安書記。

〔点呼に応じて順次投票〕

○副議長（高沢良夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

森田正男議員及び藤原建志議員に立ち会いをお願いいたします。

〔立会人立ち会いの上開票〕

○副議長（高沢良夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票中 高橋信次議員 11票

塘永真理人議員 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、高橋信次議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（高沢良夫君） ただいま議長に当選されました高橋信次議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



◎議長就任のあいさつ

- 副議長（高沢良夫君） 12番、高橋信次議員、ごあいさつをお願いいたします。
- 12番（高橋信次君） 当選のごあいさつを一言申し上げさせていただきます。

ただいま行われました議長選挙におきまして、不肖私が坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議長に選任をされたわけでございます。皆様方のご協力に対しまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、思い起こしますと、昭和62年から平成元年にかけて議長経験があるわけでございますが、10年以上もたっております。忘れていた部分が多々あると思います。そして、もとより浅学非才の身でございます。伊利管理者を初めとする執行部の皆様方、また議員の皆様方のご協力をいただきながら、この職責を全うしてまいりたいと思います。どうか皆様方のご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。

- 副議長（高沢良夫君） 大変ご協力ありがとうございました。
これで議長の高橋信次議員と交代をいたします。
高橋信次議員、議長席にお着き願います。
〔副議長、議長と交代〕
- 議長（高橋信次君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

- 議長（高橋信次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議席の指定

- 議長（高橋信次君） 日程第5、議席の指定を行います。

坂戸市議会議員の改選により、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員となりました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

新議員の議席を書記をして朗読いたさせます。

岡安書記。

- 書記（岡安文雄君） （議席番号朗読）
- 議長（高橋信次君） 休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

○議長（高橋信次君） 再開いたします。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議席番号朗読）

○議長（高橋信次君） ただいま朗読したとおり、議席番号を指定いたしました。



◎日程の追加

○議長（高橋信次君） お諮りいたします。

この際、議長選挙に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更についてを日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。



◎議席の一部変更

○議長（高橋信次君） 日程第6、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において榊原京子議員の議席は議席番号12番に、高橋信次の議席は議席番号4番にそれぞれ変更いたします。

直ちに新議席にお着きを願います。

〔12番 榊原京子君議席に着く〕



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君） 日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について（議案第7号）を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、井上勝司議員の退席を求めます。

〔9番 井上勝司君退席〕

○議長（高橋信次君） 書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君）（議案第7号朗読）

○議長（高橋信次君）提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君）ただいま議題となっております議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

監査委員のうち、議会の議員から選出されておりました綿貫乙太郎監査委員が4月20日付で任期が満了となりましたので、その後任として慎重に考慮した結果、井上勝司議員を最適任者と考え、坂戸、鶴ヶ島下水道組合同規約第12条第2項の規定により、議会の同意を得たく提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋信次君）これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君）討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君）ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

9番、井上勝司議員の復席を求めます。

〔9番 井上勝司君復席〕



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君）日程第8、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第8号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君）（議案第8号朗読）

○議長（高橋信次君）提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君）ただいま議題となっております議案第8号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,140万円を増額し、歳入歳出予算の総額を45億240万円にしよう

とするものであります。その主な内容について申し上げますと、公共下水道事業につきましては、公共下水道築造工事における国庫補助対象事業費の内示が既定予算を超えて内示されたため、事業の推進を図るべくその費用について追加計上することといたしました。また、都市下水路事業につきましては、圏央道工事にあわせて施工する大谷川都市下水路につきましては、旧水路の機能補償設計委託を緊急に行う必要が生じたため、その費用について計上いたしました。

さらに、平成11年度に石井水処理センター用地の一部を飯盛川の河川改修に伴う拡幅用地として県へ売り払いしたことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、国及び県等へ返還を要するため、処分面積に見合う割合で国及び県の補助金と起債、また都市基盤整備公団負担金をそれぞれの協議に基づき返還する額が確定してまいりましたので、予算措置をしようとするものであります。

これらの財源といたしましては、国、県並びに構成市等の協議により、負担金、繰入金、繰越金、組合債を充て収支の均衡を図った次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋信次君） これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充。平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）について質疑をさせていただきます。

2点、基金繰入金につきまして、今回1億7,400万円の補正ということなのですが、これに伴って下水道整備基金の残金は今どれだけあるかについてお伺いいたします。

続きまして、組合債、今回2,160万補正が行われておりますけれども、その内容として7.5%以下の利率ということなのですが、実際の利率または借り入れ先等の内容についてお伺いいたします。また、それに伴って、事業債に関しては償還期間及び低金利のものに変えられるという規定になっておりますので、そういった事実が前議会より今議会の間に発生したかどうか、それについてもあわせて伺わせていただきます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答えいたします。

まず、基金繰入金の残金の関係でございますけれども、現在44億7,257万5,000円残金としてございます。

次に、借り入れ先あるいは現在の利率でございますけれども、現在の借り入れ先につきましては、政府資金ということで資金運用部資金あるいは官公債の資金ということと公庫資金、この3点から借りているところでありまして、資金運用部につきましては1.9%、金融公庫につきましては1.95%、公庫債につきましては1.9%という利率でございます。また、地方債の借りかえ及び繰上償還ということでございますけれども、これにつきましては、下水道事業といたしましては政府資金ということで借り入れてございます。今申し上げました資金運用部資金あるいは公営企業金融公庫資金、簡易生命保険積立金ということで借り入れておりますけれども、これらの繰上償還あるいは借り替えにつきましてはそれぞれの条件がございまして、その条件を申し上げますと、繰上償還の場合につきましては起債制限比率というのがございまして、

これが過去3年間15%以上の団体においては繰上償還ができるということになっております。

一部事務組合でございますので、当組合におきましては、坂戸市、鶴ヶ島市の構成団体の制限比率ということになってまいりますけれども、これらにつきましては両市とも15%以下であるということで、こちらの台帳には載っていないということと、もう一点下水道高資本費対策借換債というものがございます。これらにつきましても、条件につきましては資本費単価というものがございますけれども、これにつきましては1立米当たり219円以上であるものが可能であるということでございますけれども、組合につきましては113円ということになっております。また、使用料単価、これにつきましても116円以上ということになっておりますけれども、これら組合においては93円ということで、いずれもその条件に該当してまいりませんので、現在のところ繰上償還あるいは借り替えという措置はとれないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。質疑を行います。

9ページ、10ページの歳出の方の事業費でございますが、まず事業費の中の都市下水路の建設費につきましては、圏央道の関連のいわゆる今までの下水路をつかえて変更しなければならないということで今回設計予算を組んだということでございますが、設計というのは一番下水道にとって大事な問題なのですが、どういうふうな形でこの設計を、下水路の幅とか緑地帯とかそういうもので結構ですので、一定の変更の中身、下水道の委託の中身についてお尋ねしたいと思います。

あとは、石井水処理センターの汚泥掻き寄機の電気工事をその公債費でやるというような話も、事業としてやると聞いているのですが、今まで電気工事の問題では、これから一般質問も行いますけれども、種々問題があるわけなのですが、今回特にお願ひしたいのは日本下水道事業団に丸ごと発注をしていくわけですけれども、その発注する際に組合としてもきちとした方針を持って契約のやり方、一般競争入札にするのかどうなのか、そういった問題も指導できるように今までもお願ひしてまいりましたが、こうした点についてどのように指導されるのかということについてお伺いします。

また、ちょっと前後が逆になりますけれども、公共下水道の建設債の国庫補助金の返還を今回行うというに当たって、先ほどのご説明だと県に用地を売り払ったというふうに答弁をお伺いしたのですが、これはどこの場所で、どのぐらいの場所をどう売り払って今回の補助返還になったのかという理由をご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） ご説明申し上げます。

まず、大谷川都市下水路の設計業務委託の関係でございます。これにつきましては、本線につきましては既に設計済みでございます。今回計上をお願いしましたものにつきましては、旧水路がございます。それが圏央道によりまして部分的に寸断されます。その関係でその水を、寸断される部分を暗渠、圏央道の下を通る、または側道に沿ってはわせる、そういったものを行いまして旧水路に水を流してやるという工事設計内容でございます。主な工作物でございますけれども、雨水の分水、また旧水路から本線に流す放

流枿等の場所を決めまして詳細設計をしようとするものでございます。

続きまして、電気工事の関係でございます。電気工事につきましては、これ起債金額5,740万円のうち2,600万円を予定しております。この内容につきましては、組合の方で指名委員会等で業者を選定いたしまして発注をする、そういった考えでおります。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答えを申し上げます。

石井水処理センターの売却場所でございますけれども、石井水処理センターの南側に飯盛川という1級河川がございます。その1級河川の関係によりまして、処理場用地内、約10メートルほど内側に入っております。その売却ということでございまして、これにつきましては、都市計画決定の変更あるいは事業認可の変更をしまして、都市計画上、終末処理場用地ということを外しまして売却をしたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。質疑した順序で伺います。

最初に、都市下水路の本線は決定済みということで、旧水路のいわゆる圏央道のボックスカルバートとかいろんな雨水分水枿とかいろいろつけるのだとは思いますが、私はこうした工事に当たりまして、今一般質問でも行いますけれども、非常に都市下水路というのが都市化の中で貴重な緑と水流というふうになってまいります。今までのような工事設計内容ではなくて、やはり自然を残し、自然を、水でも鉄とコンクリートで覆うのではなくて、鶴ヶ島市でも行っているのですが、高倉の池あたりは今水鳥がたくさん来ていますけれども、そういう岸辺でも違った形での施工というのをやってあるわけです。そうしないと、水をせきとめるだけで、浸水もしないし、いわゆる浸透もしないし、そうした環境も残らないということが昨今指摘されているわけで、こうした設計施行に当たっても緑地がとれるようにとか、いろんな川のそうした環境を守れるような、そういう方法でぜひ設計発注していただきたいというのが私ども市民の願いなのですが、これはどういう観点からやられるのかということでお尋ねしておきたいと思ひます。

また、石井水処理センターの汚泥掻き寄機電気工事については、当組合が発注すると言われましたので、この問題については、今まで一般競争入札あるいは種々の入札に対しても透明性のある内容でやっていただきたいということで随分一般質問を行ひまして、大分組合も改善してきたわけですが、どういった内容で今回発注予定であるのかということについてお尋ねしておきたいと思ひます。

また、飯盛川の10メーター内側に入ったということで、この用地を売却したというようなお話ですが、これ幾らでどのぐらいの面積を売却して、国庫補助を返還しているのですが、これに見合う相当のものが入ってくるのかどうなのか、その点をお尋ねしておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋信次君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） ご説明申し上げます。

今回の設計業務委託でございますけれども、旧水路を寸断される部分につきましては、管渠なりボックス

スカルバートなりで寸断される外側まで導水する目的でございます。そのところに圏央道並びに大谷川の本線がございますので、そういったところの余分な水につきましては大谷川に放流すると、また下流側で水を使いますので、また分水溝を設けると、そういった内容でございますので、旧水路につきましてはこのままいじくらない考えであります。

続きまして、電気工事の発注の方法ということでございますけれども、指名委員会が組織されております。指名委員会で業者を選定しまして、数社を選定いたしまして、そこで入札執行という形で考えております。

○議長（高橋信次君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

石井水処理センター売却の総面積、これにつきましては4,151.15平方メートルでございます。総額の金額にいたしまして、2億797万2,615円ということでございまして、これらに伴う償還といたしました残りというところで約3,700万ほど残ってくるというような計算になっております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋信次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 7番、塘永。山中議員の組合債償還に関連して、組合債償還の方法に関連して質疑しておきます。

政府資金による繰上償還または低利借りにかえについては、3年間の起債制限比率15%以上など、数点にわたっての条件によってそれができないという答弁がありました。地方債補正の第2表には、今度の補正予算にもありますけれども、この第2表の地方債補正には「政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り替えることができる」という説明がされているわけです。できるとしておきながら、答弁では条件によってできないということになるわけですが、質疑ですけれども、この条件というのは法的な拘束力を持つ性質のものなのかどうか質疑しておきたいと思っております。

それから、10ページの公債費についてお聞きしておきたいと思っております。平成11年度本組合当初予算案の質疑の中で、公債費は平成15年度あたりがピークを迎えるのではないかと考えていると答弁されております。質疑ですが、その理由とそのピーク時の公債費額についてもあわせ質疑いたします。

○議長（高橋信次君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

ただいまの地方債の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたけれども、政府資金ということで法的根拠に基づく条件等が設定されておるわけでございます、法的根拠に基づいてという考え方でございます。

それと公債費につきましてでございますけれども、組合につきましては、平成2年から平成6年度にかけて石井水処理センターの建設を行っています。それらの完成にあわせまして中央幹線、坂戸市から鶴ヶ島へ延びている中央幹線等の主要な幹線の整備あるいは鶴ヶ丘ポンプ場の建設等これらの事業に伴う起債の借り入れということでふえる要因となっているところであります。そのピーク時点といたしましては、平成15年度と予想されておりまして、金額にいたしますと16億4,600万が償還額というふうに予想されるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 償還の方法で条件が法的根拠ということですが、そうしますとこの法的根拠、法律ですね、その点について示していただきたい、参考までにお聞きしておきます。言うまでもなく、この地方分権一括法のもとで自治法の大幅改正もあったわけですが、私どもはこの繰り上げや借りかえについては、国の方の姿勢は地方分権一括法ができたといっても何ら今までと前進したと思っていないわけですが、執行部はこの地方分権一括法に伴う地方自治法によって、この償還の方法についてはこれまでと変わった内容があるのかどうか、一応その認識をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、公債費ですが、平成15年ごろがピークで、その額は16億4,600万円ということですが、私まだ下水道事業における財政のあり方ということについては不案内なので、再質疑しておきますけれども、そうしますとピーク時の公債費比率もしくは公債費負担率、こういうものは相当高まるのかどうか、高まるのではないかというふうに思うわけですが、さらに石井水処理センター、第2次工事との関係ではこれがさらにふえるのかなというふうにも思うわけです。現時点でのこれら指数とあわせて、将来的に公債費の動向について執行部はどのような見解をお持ちになっているのか、これまでも質疑されているとは思いますが、一応ここで確認の意味でお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（高橋信次君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

地方債の借りかえ、繰上償還等でございますけれども、先ほどもお話ししたとおりその各資金の貸付条件によって繰上償還ができる、できないということになっておりますので、その条件に基づいてせざるを得ないというようなことで考えておるわけでございます。

また、公債費の関係でございますけれども、公債費比率につきましては、これは構成市が比率として出てくるわけございまして、当組合におきます公債費比率というのは計算されないわけございまして、構成市の比率によってそこら辺のことを取り扱っていただけるということでございます。

また、石井水処理センターの増設関係に伴いまして、当然補助対象事業でございますので、その裏負担といたしまして起債というのが当然出てくるわけでございますけれども、これらによる起債の償還額の増額ということは今後考えられるようなところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） それでは、いわゆる条件のことですけれども、今の答弁では、法的な根拠ということでどの法律に抵触しているのかというのは理解しかねますので、私も勉強しますけれども、その点後でたまたもう少しお聞きしていきたいというふうに思います。いずれにしても、地方分権の時代と言いながら、この地方分権一括法では何ら財政的保障をしないという国に対して私は怒りを覚えるものです。重ねて両市長には、国に対し、地方に財政的負担をかけるのではなく、国としての下水道普及に責任を持つよう機会あるごとに働きかけて、また管理者、副管理者を初め執行部には、市民へのしわ寄せをしないように強く望むところであります。

公債費の状況ですけれども、知るだけでも両市長を初め執行部、職員のご労苦と同時に、今後とも積極的な下水道普及、下水道事業促進に国に責任を持たせるところはきちんと持たせる働きかけもやりながら、ご尽力願ってやまないところであります。

以上です。

○議長（高橋信次君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 失礼いたしました。

先ほどの法的根拠ということでございますけれども、これにつきましては、地方財政法によります法的根拠でございます。それに基づきまして県の地方債許可条件によってそれらの借りかえ、繰上償還というようなものを取り扱っていくということになっております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 11番、中島です。第2表の地方債補正の件でございます。この件につきましては、各議員さんから今まで議論されてまいりましたので、1点だけお尋ねいたします。

地方債補正の利率の関係であります。7.5%以内ということでありまして、先ほどの質問の中で、現実にはどのような借り入れによる利率が示されているかということに対して1.9、1.95、1.9と、こういう借り入れ条件になっている事実が答弁にございました。この予算の提案の方法なのでありますけれども、そこでお尋ねいたしますが、現実的に最高限度額は7.5と示されております。これは、かなり高金利の時代でもこのような表現が多かったわけでございます。しかしながら、今日低金利で起債を受けられるという現状において、ただいま申しましたような数字であります。したがって、この7.5というあらわし方については、余りにも現実とかけ離れている提案ではなかろうかと。しかも、予算というのは年度を限定しているわけでございますから、このような数値に至る利率の高位というのは実際ないと、こんなふうに私は考えるわけでありまして、そういうことで、現実にあわせて利率の最高限度額についてはもっと低く示すような方法の提案が適切かと思っておりますが、この辺のことについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（高橋信次君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） お答え申し上げます。

確かに、予算上は7.5という限度額で、現状の利率とは相当かけ離れているところでございます。これにつきまして、構成市の状況でございますけれども、坂戸市にあっては7.5%、鶴ヶ島市にあっては7.0%ということで、過去借り入れした最高限度額の利率を計上しているということでございます。今申し上げ

ましたように、利率の状況は相当変化してございますので、利率につきましては、構成市の動向を踏まえ県等の指示を仰ぎながら今後検討してまいりたいというふうを考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋信次君） ほかにございますか。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○議長（高橋信次君） 日程第9、一般質問を行います。

通告者は3人であります。順次質問を許します。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、6月議会におきます坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の一般質問を行います。

国と地方の借金は645兆円となり、子供を含めた国民1人当たりの負担は510万円にも上ります。財政状況の破綻の中でも、公共事業には大盤振る舞いを続けています。これは、私どもさきに行われました衆議院選挙でも訴えてきたところです。諸外国に比べても公共事業はアメリカの言うなりに毎年50兆円、そして福祉は20兆円というこの逆立ち政治こそ、今変えることが重要です。

ところで、下水道事業には昨年度より0.2%増しの1兆1,315億300万円が予算化されました。景気は回復したとの政府の見方もありますけれども、失業や倒産など不況感は増しています。したがって、今後の下水道予算の確立、両市の財政の状況も非常に厳しい状況があります。その上、今申し上げましたように市民の暮らしも厳しいわけで、加入率や料金徴収などへの支障も出かねない状況です。石井水処理センターも完成し、普及率は51.5%とやっと全国平均並みに近づいてきました。平成8年2月に再確認された下水道の事業計画は、ことしはそろそろ見直し検討の準備にも入っていると思われま

す。このような状況の中で最初の質問を行います。一つ目に、公共下水道工事についてということでお尋ねします。①として、公共事業の進捗状況についてお尋ねします。②として、事業計画区域の見直しはどのように検討されているかということでお尋ねします。

二つ目の質問に入ります。二つ目は、都市下水路についてお尋ねいたします。都市下水路の普及率は、先ほどの管理者の報告にもございましたとおり飯盛川96%、大谷川73%と前進してきました。しかし、現在までの都市下水路の手法は、治水のみを優先にしたコンクリートの川と化してきたという面もございました。自然環境など、ほとんどこの計画には眼中にないという形で進められてきました。しかし、今や地球規模での環境破壊の進行の中で、都市化のまた進行も非常にハイピッチで進んできた中で、都市下水路の空間というのは貴重な緑の空間として位置づけられ、今はその都市下水路の手法の転換を図る時期に来ていると思われまます。鶴ヶ島市では、市民運動の盛り上がりの中で平成7年3月緑と水辺自然環境調査が行われ、都市の中の都市下水路がまちづくりの貴重なものとして提言がまとめられています。市民専門家が参加してつくられた大変貴重な報告です。今後ともこの精神を生かした都市下水路づくりが望まれています。

そこでお尋ねしますが、一つとして、緑と清流の残せる都市下水路をぜひ今後転換をしていただきたい。二つ目には、ことしも夏を迎えるに当たりユスリカが大変心配です。対策をどのように行うのかということでお尋ねいたします。

三つ目の質問に入ります。三つ目は、私十数年来この当組合に来てからこの入札の問題について、特に議員が入札に指名参加願を出しているというのが頻繁に行われてきたということで、この入札についてのモラルの問題、政治倫理の問題ということで長年指摘をしてまいりました。今回議会の議員の構成を見ますと、前回より多少なり前進してきたというふうに考えております。

そこでお伺いいたしますが、入札に対し、平成11、12年度内で当組合の議員であった者、その家族が請負、工事入札への参加状況、二つ目には政治倫理上の問題と今後の対応について伺っておきたいというふうに思います。

四つ目の大きな質問に入ります。四つ目は、情報公開条例についてということです。国の段階におきましても、市の段階におきましてもさまざまな汚職や癒着、そうしたものが毎日の新聞で報道されない日はないわけで、政、財、官の汚職腐敗事件というのが後を絶っていません。私ども日本共産党は、企業団体献金が禁止されていなかったからこそ、この政界の癒着が起きるということを指摘してきました。そして、財界においては、天下りの禁止、官界では情報公開ないし天下りを禁止するという一方で、汚職腐敗を防ぐということを前々から指摘してまいりました。鶴ヶ島の市議会でも情報公開をしていくということで、既に2年を経過しております。市民のための市政を、そしてこの組合管内の、市民のため管内のそうした正常化をとすることは本当に大事なことです。むだを省いて組合の行政を行うということ、市民の皆さんの税金を使って一人一人が運用しておりますので、その点からも心を引き締めてやっていくという意味からも、非常に公開条例というのは大事になってきております。

そこでお尋ねいたしますが、一つ目として情報公開制度についての制定、坂戸市の情報公開制度待ちという答弁を長年いただいてまいりましたが、坂戸市でも情報公開制度がつくられました。今後の組合の条例の準備状況についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

五つ目の質問に入ります。石井水処理センター工事に関する官制談合についてということです。この問題については、もう既に何年もやってきている問題ですが、この石井水処理センターをつくるに当たっては、日本下水道事業団と協定を結びまして発注してきたということで、平成2年、88億7,800万円、この

ときに物価の上昇率を10%のシェアを見込んで発注してきたわけでございます。ところが、この後、後でわかったことですけれども、いわゆる明電舎への契約というのは全部この委託契約、丸投げ契約ということで、ほとんど言われるままに契約を結んできたというふうに等しい状態であったということがはっきりしたわけです。議会にも何らそれが公表されてきませんでした。こうした中で全国的には、明電舎のほかにも9社の電気工事の談合問題が明るみに出まして、今言いました内容が当議会でも明らかになったという次第です。

88億の契約から実に108億5,800万円に改めると言ったのが1992年から平成4年にかけてです。実に30%の値上げを全体として予告しました。私ども日本共産党は、このときには物価がプラス・マイナス・ゼロ上昇だということで、こうした値上げをするのはおかしいのではないかとすることを主張して反対してまいりました。凶らずもこうした後、この明電舎による9社の談合が実態が明るみに出されて、公正取引委員会が摘発し、官制談合として両方のトップが逮捕されるという事態が起きたわけです。そういう中で、電気工事に至っては870億円で基本協定をして、実に平成6年度で12億9,600万円、49%、4億2,600万円の増額となったわけです。先ほどののは全体の増額で、今度のは電気工事です。

こういう大きな増額、大幅な増額ということの裏には、談合問題があったということで、当組合として電気工事の当然こうした損害額を請求して精査してほしいという要求を長年にわたってやってまいりましたが、最終的には市民の対応待ちということで現在にまで至っております。やはり私は、組合が丸投げ発注してきたと、日本下水道事業団に委託してきたという中から、こうした問題については厳しくみずからを制してきちっと要求してほしいというのが、今でも変わらぬ気持ちでございます。どうぞよろしく、この点でのご答弁をいただきたいと思っております。

そこで、一つ目に、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況と管理者の見解について、二つ目には当組合として損害賠償を求めることについてです。

以上、5点にわたります一般質問です。よろしくお願いたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、公共下水道工事についての今年度事業の進捗状況についてでございますが、平成12年度におきましては、幹線工事といたしまして脚折第一幹線を約300メートル、浅羽雨水第一幹線を約140メートル整備する予定であり、また面整備工事につきましては八幡二丁目地内、上広谷地内、脚折地内等でありまして、坂戸市が3.4ヘクタール、鶴ヶ島市が11.95ヘクタール、合計で15.35ヘクタールの整備を予定しているところでございます。これら今年度事業に対する進捗状況でございますが、面整備事業につきましては坂戸市分が0.46ヘクタール、鶴ヶ島分が4.39ヘクタール、合計4.85ヘクタール分について発注済みであり、31.6%の発注済み状況にあります。

一方幹線整備につきましては、脚折第一幹線の地質調査が完了し、現在管渠工事の詳細設計中でありまして、7月中には設計を完了させ、国庫補助を申請を行いまして、その後工事発注、手続を進め、年度内に竣工を目指して工事を進めておりまして、現状では順調に進捗しているところであります。

次に、事業計画区域の見直しについてでございますが、現在の事業認可区域の整備期間につきましては、平成14年度までとなっており、その整備は順調に進んでいるところであります。平成11年度末での整備状

況を申し上げますと、事業認可面積1,372.6ヘクタール、鶴ヶ島市が455.7ヘクタールで、坂戸市が916.9ヘクタールに対し整備済みの面積が1,029ヘクタール、鶴ヶ島市が319.5ヘクタール、坂戸市が709.5ヘクタール、整備率にいたしますと75.0%で、鶴ヶ島市が70.1%、坂戸市が77.4%となります。また、区画整理事業区域を除く整備率は91.1%となります。このことから、本年度中に事業認可区域拡大に向け関係機関との協議に着手しまして、平成13年度には事業認可の変更が得られるように事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、2の都市下水路について、①の緑と清流の残せる都市下水路についてでございますが、さきの議会でもお答え申し上げましたが、都市下水路につきましては、下水道法に基づきまして主として市街地における雨水の排除を目的とし、また浸水被害を防止する都市施設であります。今後につきましては、国の補助基準によりまして開渠を原則としておりまして、昭和45年度に事業認可を得まして、下流から逐次整備を進めております。したがって、都市下水路としての基盤整備の、設計基準からしても自然の都市下水路への構造等の変更は現状では困難でありますので、ご理解願いたいと思います。

次に、ユスリカ対策についてであります。毎年構成市と協議しておりますが、両市から飯盛川、大谷川、両都市下水路は広域的な施設であり、当面の対応として薬による駆除が効果的と思われるため、引き続き薬剤の散布によるユスリカ抑制をしていただきたいとの要望が下水道組合に参っております。組合といたしましても、効果的な方法はなかなか見つからないところではありますが、薬剤だけでは全面解決しないため、ユスリカが発生できない環境づくりが大切であります。公共下水道の普及に伴い、処理区域内は速やかに公共下水道への接続がえをお願いし、市民と行政が一体となって取り組んでいただき、組合といたしましてもユスリカ対策につきましては今後も有効的な方策を考えてまいりたいと考えております。

次に、入札の状況と政治倫理について、①の入札への参加状況でございますが、平成11年度におきましては、測量関係で3回、土木関係で8回の入札参加がございましたけれども、落札についてはいたしておりません。また、平成12年度につきましては、測量関係につきましては参加の方はございませんでしたが、土木関係で2回参加がございまして、1回落札をいたしております。

次に、②の政治倫理上の問題と今後の対応についてでございますが、政治倫理上の関係につきましては、地方公務員法第92条及び第92条の2において定められておりますが、これらの法及び判例等から判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。今後の対応につきましては、倫理上はそのようなことを定めているところでもございますけれども、下水道組合といたしましては、一般的にこれらの地方公務員法の関係におきましては現在のところ問題はないという対応でございますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、情報公開条例の関係でございますが、条例の準備状況の関係でございます。情報公開制度につきましては、構成市である鶴ヶ島市では既に実施されておりますが、坂戸市におきましては本年4月1日から施行されたところであります。当組合につきましては、昨年の12月議会でお話しいたしましたとおり昨年の5月に情報公開制度の制定に向けまして専門部会を設置し、県内の状況調査等を行い、他団体の情報公開に向けての準備状況及び事務手続に関する問題点等の把握をし、専門部会におきまして資料あるいは報告が上がっているところでございます。専門部会の報告をもとに今後の進め方につきまして協議をまいりましたが、制定に向けましては情報公開、個人情報保護制度検討会の設置、懇話会、公文書管理検

討委員会の設置等が必要であり、費用面、人員面で1組合で対応することはどうか、また合理的な観点から他の一部事務組合も含めた対応ができないかなど考えてまいりました。

以上のような状況のもと、一部事務組合におきまして、今後の情報公開に向けての打ち合わせ会を実施しまして、現在同一歩調を合わせるべく、職員研修会の実施等を検討しているところであります。いずれにいたしましても、情報公開の条例制定に向け取り組んでまいるとともに、当面文書管理システムの導入を検討し、文書管理をすべく担当職員の配置を検討している状況下にありますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、5の石井水処理センター工事に関する官制談合について、①の日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況と当組合として損害賠償を求めることについてであります。その後の状況の関係ですが、平成8年4月9日に鶴ヶ島市民の方が政府と地方公共団体とが出資してできました財団法人であります日本下水道事業団と電気業者9社を相手取り、不法行為がなく公正な競争に基づいて行われていれば契約価格は少なくとも20%低下したはずであるとの理由により、損害賠償を求め、浦和地方裁判所に提訴したわけですが、その件の公判は3月定例議会以後3月27日、5月8日に行われ、全体では22回の公判が浦和地裁で行われたこととなります。

組合といたしましても、公判の内容につきまして職員に傍聴させておりますが、いずれも今までと同じく文書のやりとりが主な内容でありまして、はっきりとした内容につきましてはわかっておりません。組合として損害賠償を求めることにつきましては、平成8年1月11日に鶴ヶ島市の住民より住民監査請求があり、当時の監査委員さんにより平成8年3月11日に棄却の判断がなされております。また、現在損害賠償について、地方自治法第242条の2住民訴訟によりまして、住民が組合にかわって代理請求訴訟をいたしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質問を行います。

まず最初に、公共下水道の工事についてのことでございますが、進捗状況は以前に比べて非常に順調に進んでいるということは認めているところです。ところで、事業計画の区域内の見直しのことについて、既に一定度計画区域の追加なども行い、下水道幹線の変更なども何度か行って今日に至っているわけですが、問題は今新市街地、調整地域、いわゆる調整地域を市街化区域に編入して下水道を引くということがこの間行われてきているわけです。特に入西地区につきまして、入西の公団開発事業で9,800人でしたか、1万人近い人口の普及を見込みましてポンプ場を設置し、4億以上をかけてポンプ場を設置し、そして石井終末処理場の経費負担をお願いしてきたわけですが、ここで一つ伺いたいのは、入西公団の普及率は大体どのぐらいになっているのでしょうか、それを一つ伺っておきたいと思えます。

さらに、編入しました市街化調整地域からの追加分、この事業は非常にどの事業を見ても一面厳しい面が多いと思えます。一本松、新田地区区画整理はともかくといたしまして、特に藤金は厳しいし、ほかの地域も何らかの暗礁に乗り上げているという状態の中で、旧市街地すらまだまだ普及率が進んでいない中で、こうした事業を区域内に入れてやっていくということについてどのように考えるのかということでお尋ねしておきたいというふうに思います。

二つ目の都市下水路の問題の方に移ります。下水道関係の法律、下水道法に基づけば、確かに一面ではそういう緑を残せる都市下水路というのは、なかなか施工が厳しいというのはわかります。しかし、本当に今浸透性の、いわゆる舗装というのもできておまして、工事施工によっては浸透性のしっかりしたいろんな施工方法もあるわけです。舗装を全部きちっとコンクリートでやってしまいますと、急激に流れ落ちるということで非常に流入先ですか、の洪水が起きるわけですよ。本来ならば、保水をしながら、しかもきちっと都市下水路を整備すると、これが本来の姿だというふうに思うのです。

ですから、法律はわかるのですけれども、そうした法律の範囲内でもいろんな手法を使って考えていくということができなければいけないのではないかとこのように私は思っているのです、そういう研究をしてもらいたいわけです。と申しますのは、今の今後の都市下水路の中で、特に埼玉県内でもめずらしい、新聞にももう既に載りましたけれども、ナガエミクリなどがあるのはこの飯盛川と大谷川だけなのですね、埼玉県内です。今回の調査だと、思ったよりもたくさんのそうしたものがあるし、湧水が点在しているということで汚水の流入もありますけれども、結構きれいな川にも、一面では小さな都市下水路ですけども、なっていると。爬虫類とか両生類とか非常にたくさん生息して、いわゆる昆虫などは28種類以上にも上っているし、たくさんの貴重な水資源が現在生息しているわけです。そうしたものをやっぱり保存し、充実させるということは、市民的に見ても大きな希望のわけで、ぜひそういう方向は転換を図れるように研究してもらいたいわけです。

もう一つは、その都市下水路周辺の環境も一定程度は、大谷川本線などはまだ家が建っていないところを流れているわけですね。支線はもう家ばかりで無理でふたをしてしまいましたけれども、大谷川幹線は自然が豊かに残っております。地主の方もいらっしゃるのです、そんなに幅を広くとるとするのも難しいかと思いますが、やはり散歩道とか自転車が走れるとか、そういう健康づくりのためのものも結構身近にあると非常にいいわけなので、坂戸、鶴ヶ島両市ともにそういう考え方のもとに下水路計画がつくれればいいなというふうに思っております、ぜひこの点での検討をお願いしたいというふうに思います。

なお、ユスリカの問題については、私前から提案してまいりましたが、鶴ヶ島の農家の方でも、結構農業をやっていらっしゃる方が自分の自腹を切りましてEM菌などを上流にやったりとかして対策を立てているのです。薬品だと昆虫類はどんどん薬品に強くなるし、自然の生態系を破壊するということで今見直さなければならぬ時期に来ていると思うのです。ユスリカも何らかの形のリサイクルの中での、自然のリサイクルの中の一つで増殖しているようにも思いますが、自然の状態に戻せるような対策でのEM菌など、お金がかかるとかというので、なかなかできないとは言っていました、そういう市民のやっていることなので、対策もぜひ検討してもらいたいのです。いつももう薬剤散布、年4回やっていますということで片づけられて、結局は市民の人がもう洗濯物にもつくし、マンションの上の方にも来るとか非常に苦情をいただきますので、ぜひこの点ではよろしくお願ひしたいと思います。

3番目の入札の状況と政治倫理上の問題なのですが、ただいまご答弁をいただきまして設計関係で3件、また工事関係で8件と、私も調査を今度はさせていただきます、チャーターのみんな見ました。私と同じ数だったので、私の調べたのも間違いではなかったなと思ひまして、入札で落札したのは1件と、これもそのとおりです。ところで、今までは本人がこの議会にいらしたわけですから、いろんな問題もあって、なかなか精査ができないということで、非常に問題がありました。もう一つの問題は、坂戸の市会議

員の方も10件入札しております。1件だけ11年の10月25日、1,120万ほどで落札している人もいらっしゃるのですが、できれば同じ、いつ下水道議会の議員になるかわからないわけですから、こういう形で本下水道議会の議員ではないからいいのだということで、これだけの入札を議員がみずからやるということについて、やっぱり大きな問題があると思うのです。ぜひこうしたことがなくなるように努力をお願いしたいというふうに思います。

そこで、本来なら政治倫理の問題なのですが、私何回も申し上げましたように、大宮市も政治倫理条例はつくりました。また、当麻議会というところでは、町長と及び議員の配偶者並びに一親等または同居の親族、町長等及び議員が役員をしている企業、町長及び議員が自主的に経営に携わっている企業は、要するに入札を辞退しなければならないというふうに、こうした政治倫理条例なども各地でつくられて、非常にそうした点での精査が進んでいます。

特に問題だったのが今申し上げたほかに、これ何回も申し上げていますが、いわゆる議員の兼職禁止第92条の2に抵触していたのですよね。実際はそれを、いわゆる本人も認めなければ執行部も認めてこなかったということから、今まで長い間こうした事態が続いてきたということです。それはもう読み上げるまでもございませんけれども、るる読むと長くなりますから、その最後の方にやはりそうした経営に参画している準ずるべき者という判例があるわけです。その中で準ずるべき者の中で、やはり顧問とか、相談役、議員、議員でそうした力を有している者はこれらに準ずるべき者に該当するのだということで、本来は判例でも違法ということではっきりしていたわけです。この二つの問題がありながら、ずるずると来てしまったということについて、幸いにして管理者もかわりました。ぜひこうした精査は、お願いしておきたいというふうに思いますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

情報公開条例につきましては、市民の中からやはり広域行政はなかなか市民の目に届かない、しかし重要な市民生活に密着した中身を持つ行政を担当しているということから、広域行政もぜひ公開制にしたいと期待しているという要求があるわけです。長年私もこの問題について指摘してきて、現在では職員研修会を実施しているということですので、本下水道組合の職員の方が中心になりまして、ぜひ精力的に実施して準備をしていただきますようお願いしたいのですけれども、今までにどのぐらいやってきて、見通しはどんな状況なのか、若干中身もご説明をいただいておりますので、ぜひお願いいたします。

五つ目の問題は、石井水処理センターに関する官制談合の問題です。このことにつきましては、長い間やってきて、今ではもう自然に風化してしまうようなことかもしれませんが、同じような事件が次々に起きているわけですから、やはりこうした事件が起きないように今後対応すると同時に、当組合としても損害賠償を、実際はほかの下水道組合の方々と一緒になって、本来全国組織を通じてこうしたことが起きないように要求すべきではないかというふうに思いますので、もう一度ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

1点目の坂戸入西地区の新市街地の方の関係でございます。ここにつきましては、人口が9,800人ということで事業計画でされておまして、この場所も普及率でございますが、現在290戸入っておると聞いておまして、世帯数からいきますと約10%程度の普及率になろうかと思っております。そういうことで普及率

が10%程度ということでございます。

続きまして、新市街地の考え方の問題でございます。現在中央幹線につきましては、鶴ヶ島市の一本松ですか、あそこの区画整理の方へ向けまして、あそこから坂戸の一本松の十字路の方へ向かうわけなのですけれども、現在一本松の区画整理につきましてはあの部分から新田幹線ということで、今年度中には一本松の区画整理と新田地区の区画整理、この部分が入るように幹線につきましては組合の方で工事を進めております。区画整理につきましては、ご承知のように区画整理の事業の中でこの下水道の工事についてはやってやっておりますので、私の方といたしますと幹線を工事をする役割を担っているわけでございます。考え方といたしましては、新市街地にする場合には、それぞれ都市計画事業でございまして、都市計画の中では市街化にする段階で私どもの下水道組合の方にも当然協議はまいりますので、私どもの方の公共下水道の本管の管の布設の計画、そういったものに整合の方がしていただくように、そういった際に今やっているとございます。そのような考え方で、同じ都市計画事業でもってやっておりますので、そういった部分につきましても整合をもって今後ともやっていきたいというふうに考えております。

次に3の都市下水路の関係でございます。飯盛川、大谷川の方の関係でございますが、基本的に私どもできるだけ工事費につきましては国の方の補助金を得まして、できるだけ持ち出しがないようにということでやっております、国の方の補助基準で開渠というふうなことで、擁壁等につきましてもブロック積みというふうなことで内容が決まっております。そういったことで当面は、これらが完成するまでは国の補助基準でもってやっていかないと、国の方から指摘があるわけでございますので、既に完成をいたしております飯盛川等につきましては、桜並木とかあるいはコイの魚道、あるいは鶴ヶ島の部分のミクリというような自然、そういった部分についてできるだけ取り入れるような方向で、今後も研究についてはしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ユスリカの方の関係でございます。現在ユスリカ退治につきましては、ザーテルという水和剤が一番効くということで、私どもの方も水和剤を採用の方はしております。先ほど自然の関係でEM菌というふうなこともございましたけれども、これについてもまだ最終的な成果が、結果については聞いておりません。今後十分これらにつきましても、検討についてはやってまいりたいというふうに考えております。

次に、入札関係でございますが、県と大宮市につきましては、倫理条例あるいは要綱等が定められておりますが、当面組合でございますので、他市とかあるいは構成市の状況を見守っていききたいというふうに考えております。

次に、情報公開の方の関係でございます。今年度は、当面文書管理のシステムを導入については検討をし、また担当者の方もできれば専従でもって配置したいわけなのですが、なかなか職員数も減っておりますし、厳しいところなのですけれども、今年度は文書の整理等の準備に入っていきたいと、今後はこれらの状況等を見ながら審議会あるいは条例案の作成等について携わっていくように、今準備を早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

水処理センターの方の談合の方の関係でございます。現在全国で18団体において同様な訴訟が起こされておりますが、いずれにいたしましても組合といたしましては、当面他団体の動向を見守っていききたいというふうに考えております。次回の公判につきましては、7月の17日と9月4日ということが決まってお

ります。職員を傍聴の方に行かせまして、その後の状況も見たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再々質問を行います。

まず、公共下水道の事業計画の今後の問題ですけれども、やはり坂戸、鶴ヶ島の両市、いわゆる管理者、副管理者のこうした都市計画に基づく計画のもとにおける都市下水路だと、それはわかるのですけれども、ただいまも答弁をいただきましたように、入西地区は9,800人に対してわずか290戸ということで、多額のポンプアップ並びにポンプ場、並びに都市下水路を引いて本当に人口が来るのかどうか、全くわからない状況ではないかというふうに思います。前管理者は、もう相当入ってきているのだと言われていましたけれども、290戸が相当かなと、今になって思います。また、鶴ヶ島市においても、はっきり言って藤金が計画区域追加になっているような感じなのですけれども、この地域は今組合をいわゆる推進する人、組合をつくって推進する準備委員会、これがもう昨年夏解散しまして、ほとんどやる気がないというような状態で、最近でも非常に厳しいような気がいたします。

並びに南西部地区も第1期を今やっているわけですが、フジタも非常に経営状態が厳しく、市民の反対している人に強制的に今いろんな執行状況が来ているところで、ここに対する企業誘致ですね、坂戸市でも凸版印刷を初めとして2社だけで、3社目が何か鶴ヶ島市から移転するような話を聞いておりますけれども、非常に厳しいのです、企業誘致も。こういう不況の段階ですから、設備投資をするという会社というのはなくて、今南西部では募集しておりますけれども、インターネットを通じても募集しているようでございますが、ほとんど引き合いがないのではないかと思うのです。というのは、そういう答弁が具体的に出不ないのです。

やはりこういうところに幹線を引いていくとなると、今の市街化区域でも入っていないところというのがまた随分あるわけですし、旧税金を長く納めてこられた方にとっては何だということになるわけなのです。ですから、今度の見直しというのは、何も行け行け、どんどんの見直しではなくて一定度、現在の市街化区域の人家の張りついているところを優先しながら様子を見ていくということが大事なのではないでしょうか。というのは、もう鶴ヶ島でも304億近い借財をしょって、坂戸市が二百八十数億と聞いております。しかもその上、さつき塘永議員も質問しましたけれども、この下水道当組合だけでもやはり公債費というのがかさんできています。そういう中で、今後よほど精査して下水道事業を張っていくということが必要ではないのでしょうか。その点では、新管理者の今後の姿勢にかかわる問題ということでぜひご意見を伺いたいというふうに思います。

次に、都市下水路の問題については、法律だからできないというのではなくて、やっぱりこういう問題でも情勢が変化し、その方向がいいというようなことになれば、国に対してきちっと物を申していくということ、それから現在の法律の中でもこの程度なら護岸工事としてやって認めてもらえるというような中身もあるというふうに私は思うのです。そうやった研究等精査をしながら、要求してやっていくということが必要であろうというふうに思いますので、ご答弁をもう一度お願いしたいと思います。

入札の問題については、これは本当に一言で答弁をいただいてしまいました。しかし、はっきり言って坂戸の市会議員の方が実に10回以上も入札に参加していると。当組合にいた人は、3回の8回ですから

11回、こういうふうにはやはり社会通年上からもこういうことを繰り返すということはよくないと思います、広域行政で。おやめになった既に議員の方でも5回入札していただきましたので、非常にこの落札は1度か2度という形ですけれども、こういうことについては精査する必要があるというふうに思いますので、やはり今後は入札を受ける側の方もそういう姿勢で臨んでほしいというふうに思いますので、政治倫理条例というよりもそういう厳しいきちとした対応をするということをお願いしたいと思いますので、答弁をよろしくをお願いします。情報公開条例については、ぜひ当組合での努力をお願いしておきたいと思います。

最後に、石井水処理センター工事に関する官制談合の問題ですけれども、やはりこの問題については、市民がやっているからいいのではないかということで、全国的に市民任せというふうな感じなのですね。発注してやっているのはだれか、だれだったのか、やはりこの組合、組合が主体になって百何億のお金を出して発注して、その明電舎には何十億というお金を払って、そのあげくこういう事態ですよ。やっぱり組合が本来なら責任を持つべきものだと思うのです。何か他人ごとみたいに、ああ市民がやっているからいいですよと、こういうふうになってしまっているというのは、自分がやっておいていいかげんではないかというふうに思いますので、この点でも、なかなか全国的には厳しいとは思いますが、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

新市街地の方の関係でございますが、先ほど藤金とか南西部地区というふうなことが出ました。私ども新市街地につきまして、公共下水道の幹線を延長等する場合につきましては通常構成市と協議をいたしまして、その返事によってやっているわけでございます。ただいまのところにつきましては、正式に協議もいたしておりません。今後そういったことが、構成市の方から話があればうちの方も協議をしながら進めていくというふうなことになりますので、勝手にこちらの方でも入れるというわけには現状ではいきませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、都市下水路の方の関係でございます。国の方への要望の方の関係でございますが、緑にするというふうなことはなかなか国の方でも、護岸関係を言っているわけなのですが、いずれにしましても自助努力ということで、今後でき上がっているものについてはいろんな面でまた検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、入札の方の関係につきましては、先ほどご答弁を申し上げたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

4点目の水処理センターの方の関係につきましても、今後ともこの経過につきましてはいろんな面から事務的な努力についてはやっております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時13分

○議長（高橋信次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 7番、塘永真理人。一般質問を行います。

下水道計画に基づき坂戸、鶴ヶ島両市民の良好な生活環境の確保、雨水排水の防除及び公共用水域の水質保全を図るため、両市長を初め本組合執行部、職員など関係各位の下水道事業進展のため、ご尽力いただくようまず願っておく次第であります。

新しく坂戸、鶴ヶ島下水道組合議員に選出された者として、2000年度本組合当初予算を勉強しながら下水道事業における保守管理、負担金、都市下水路の浚渫について質問いたします。

初めに、保守管理についてであります。一つは北坂戸、石井各水処理センターの保守管理の内容について、焼却灰処理の状況もあわせお尋ねいたします。二つには、保守点検作業について、その内容と委託契約の内容もあわせ質問いたします。三つには、設備点検の委託料の単価の状況、推移についてお尋ねいたします。

次に、入西地区に関する都市基盤整備公団終末処理場負担金の内容と現状について。平成12年度予算案審議の中でも、きょう渡された第1回議事録を見ますと、答弁されておられるようですが、改めてこのことについて質問いたします。

最後に、都市下水路浚渫、浚渫の「渫」の字が誤字となっておりますので、訂正させていただき、浚渫の位置づけと計画についてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 塘永議員さんの一般質問にお答えいたします。

保守管理ということで、初めに①の北坂戸、石井の各水処理センターの保守管理についてであります。水処理センターの保守管理は、大きく分けまして日常作業、月次作業、年次作業の三つの作業形態になっております。

〔「もうちょっと大きい声で言ってください」の声〕

○事務局長（池畑勝一君） 日常作業につきましては、1年を通じて毎日実施するものであり、水処理、汚泥処理等の運転操作、監視記録が主な作業であります。これ以外に巡視点検、機器小修理があります。この日常作業が最も大切な作業で、故障などの発見に役立ち、かつ大きな事故を未然に防ぐ意味からも大変重要な作業となっております。月次作業は、日常的な作業と異なり、定期点検、清掃作業が中心となり、月々の予定表を作成し、計画的に実施しております。年次作業は、日常的作業でできない大がかりな作業が主体となっており、主な作業は水処理施設、各池内の点検清掃、汚泥処理施設各槽内の点検清掃と各機器整備、計装整備、定期点検作業であります。

灰の処分の関係でございますが、汚泥焼却灰の灰の処分につきましては、収集運搬業者に委託しまして、最終処分地として栃木県の葛生町にある住友大阪セメントにおきまして、セメントの原材料として最終処分しております。平成11年度の実績は192トンで、本年度は240トンの予定となっております。それから、

処分単価でございますけれども、脱水ケーキにつきましては、トン当たり2万円でございます。焼却灰につきましては、トン当たり1万8,000円ということで処分をいたしております。

次に、保守点検作業であります。保守点検作業は通常の運転操作と異なりまして、機器のオーバーホールや細密点検が主なものとなります。これらの機器点検には、高度な技術や専門知識を要するものが多く、取り扱い説明書等に基づきまして年次計画的に専門業者に委託し、機器の整備に万全を期しております。

なお、保守点検作業の業務委託につきましては、指名委員会におきまして業者を選定し、見積もりを徴しております。また、見積もりの方法は、通常の指名競争入札と同様に指名業者を集め、事前に予定価格を定めておきましてその場で開封し、業者を決定しているところであります。

次に、住宅・都市整備公団の負担金の内容と現状につきましてお答えいたします。坂戸入西地区に関連する都市基盤整備公団終末処理場の負担金につきましては、補助対象事業分と単独事業分、合わせて公団負担金の限度額は26億293万8,000円となっております。補助対象事業分につきましては、石井水処理センター建設に伴う各種事業により計画決定あるいは事業認可による人口割合で負担率を決め、負担していただいているものであります。計画決定分につきましては、管理棟あるいは用地、場内整備等今日までの事業で計画上、全体の事業が終了するもので、計画決定処理人口が10万760人に対しまして公団処理人口が9,800人ということで、負担率は9.7%でございます。事業認可後につきましては、事業認可の処理人口4分の1系列現在完成しておりますが、2万7,520人分の公団処理人口の9,800人ということで負担率が35.6%となっております。これらの率によります公団負担金は当初19億1,193万8,000円となっております。

単独事業分につきましては、周辺の環境整備等にかかります費用でありまして、2分の1の公団負担となっております。当初6億9,100万円であります。以上のことから、公団負担金の限度額を補助対象分と単独分合わせまして26億293万8,000円が公団負担分となっております。

石井水処理センターの本体工事の補助対象事業分は、一部を残して終了しているところでありますが、残事業といたしましては、場内の整備工事、植栽とかあるいは調整費等でございます。それから、初沈の掻き寄機、これは11年度と12年度で施行中でございます。それから、流入量に伴います主ポンプの設置工事、それとこれらに伴います設計費関係が残っているだけでございます。補助対象事業分の事業が確定しております公団負担金は15億1,465万750円で、残事業分を見込みましても約16億円程度となるものと予想されます。

また、単独事業分の事業が確定している公団負担金は6億2,326万522円で、残事業としましては周辺の道路関係、集会所の2棟でございます。これらを見込みましても約8億円程度と思われます。したがって、最終的な負担金の見込額としましては、現在のところ約24億円程度になろうかと思っております。

当初協定からは、補助対象事業分の負担金は協定金額以内となっております。単独事業につきましては逆に協定金額を上回る状況というふうなことになっておりましたので、公団と協議をいたしまして補助対象事業分を単独事業分の方へ組みかえの方をお願いいたしました。平成9年3月には、協定期間の延長を平成13年3月31日まで行い、平成10年3月17日の変更でこの協定額で補助対象分とそれから単独事業分、これを組みかえの方をさせていただきました。約2億6,458万5,000円程度、補助対象から単独の方へ公団

と協議をしまして振り分けをさせてもらったわけでございます。そして、平成11年9月30日の変更で協定期間を平成15年3月31日までとしまして、単独事業費の公団負担金の限度額が増額ができますように逐次協議、交渉を進めているところであります。以上のことから協定上、決められました事業、限度額の中で国の会計検査等に抵触しないよう最大限公団負担金の確保については図っていきたいと考えております。

次に、3の都市下水路浚渫の位置づけと促進の関係でございますが、位置づけにつきましては、下水道法第28条の管理等の基準によりまして、「都市下水路管理者は、当該都市下水路の機能を十分に維持にするよう管理しなければならない」、2項では「都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、政令でもって定める」とありまして、政令の第18条第1項におきましては、「浚渫は1年に1回以上行うこと、ただし下水の排除に支障がない部分についてはこの限りでない」というふうに規定されております。都市下水路の浚渫につきましては、都市下水路内の水の流れによりまして土砂の堆積あるいは洗掘によりまして構造物に維持管理上の支障となる場合など、都市下水路の機能を疎外するおそれがある場所につきましては浚渫等の整備を行っております。今後におきましても、現状を把握し、必要な箇所の整備を随時行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 水処理センターの保守管理と点検について整理した形で答弁していただきました。これら保守管理と点検が効率よく、とりわけ委託における単価、委託料が適切であることを望んで再質問いたします。

平成12年度の本組合予算中、公共下水道管理費、節13の処理場維持管理等業務委託料5億253万8,000円には、大きく分けて10項目からの業務があるということですが、そのうち汚泥等処理処分費として3,767万3,000円が計上され、その中に焼却灰処理費321万3,000円が含まれているとのこととありますから、焼却灰1トン当たり、ただいまの答弁ですと本年度の灰の処分は240トンということですから、240トンということで計算しますとトン当たり1万4,500円ぐらいなのですが、こういう単価になるわけであります。

再質問ですが、これまでの単価の推移から見てここ何年かの経年的な数値を示していただきながら、この単価についてどう考えておられるのかお尋ねいたします。

それから、坂戸入西地区に関連する都市基盤整備、公団の終末処理場負担金ですが、これも整理した形で答弁してもらいました。当初平成4年6月30日の協定による26億293万8,000円というのも、本来であれば10年を超える期間、社会経済情勢の変化に伴って協定の見直しもあってしかるべきだと思うわけですが、これといった確たる根拠の上のものではなくて、大枠的な設定だったというのが実態のようであります、この26億293万8,000円という協定内容は、したがって、執行部の答弁にもあるように、残っている補助事業に対し、協定上、決められた事業、限度額の中で国の会計検査等に抵触しないよう最大限公団負担金の確保を図っていただくよう要望もし、議会での質問も経ながら単独事業に負担金の活用を積極的に行っていく、このことを働きかけてきたことについて敬意を表しておきたいと思っております。

ただ、この間、石井水処理センターの建設費あるいは中央幹線建設工事の委託協定の一部変更があったり、それから入西開発に伴う入居者数など当初計画と大幅に狂いも出ているのが実態ですので、それらを理由にした負担金の消極性というか、後退的な公団の動向もあるのではないかと考えられるわけです。

そこで、再質問しておきたいのですが、答弁の中で逐次協議交渉を進めているのが現状だと言われておるわけですので、このことはこれまで毎年度協定を取り交わしてきたことを意味するものと思うわけです。そこで、各年度ごとの主な協定内容について、この際お聞きしておきたいと思いますので、かいつまんでのご答弁をお願いしておきます。

飯盛川都市下水路浚渫にかかわる再質問ですが、年1回以上浚渫をしているところは何カ所ぐらいあって、主にどこなのかお尋ねして、とりわけ片柳、芦山、薬師内についてはここで改めて周辺住民の要望も聞き、浚渫をしていただけないか再質問して、2回目の質問といたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

先ほどの焼却灰の方の関係ですが、単価を「1万8,000円」というふうに申し上げましたけれども、ご訂正を申しわけないのですが、お願いいたします。「1万3,800円」の間違いでございましたので、そのようなことで間違いましたので、ひとつ訂正をお願いいたします。

最初に、単価の方の関係でございまして、現在脱水ケーキにつきましては2万円というふうな単価でございまして、これにつきましても、処分形態によっていろいろとこの単価に差異があるようでございます。かつては、トン当たり3万円というふうな処分価格もございました。現在は2万円前後に単価の方も落ちついてきているようです。内容としますと、これら産廃になるわけですが、最終処分としましてなかなか処分業者がないわけなので、私どもの方も指名の段階でも5社程度指名をしまして処分しておるところでございまして、そのうち2万円ということで、安い方に処分をお願いの方をしているところでございますが、今後これの処分の方法が環境的にいろいろこれからも、国の方でも研究の方もこれやっているようでございますので、その辺でよい処分方法等が見つかった場合には、単価については変動がされてくるのではないかなというふうに考えております。

次に、公団の協定の方の関係でございまして、従来までの協定の変更につきまして申し上げます。平成4年の6月30日に期間を平成4年6月30日から平成9年の3月31日ということで基本的な協定を行ったわけでございます。次の変更につきましては、平成9年の3月31日でございます。このときに期間延長ということで13年の3月31日までということにいたしました。公団の負担金につきましては、この間も変わってございません。それから、次が平成11年の9月30日に締結をいたしまして、平成15年3月31日までというふうに期間を延長の方をしていただきまして、できるだけうちの方も公団負担金をいただけるように期間延長の方をやっていただいたわけでございます。従来までの協定の変更の内容につきましては、当初が平成4年6月30日、次が期間延長ということで平成13年の3月までということでもって、9年の3月31日、それから11年の9月30日ということで3回やっております。

それから、都市下水路の浚渫の関係でございまして、先ほど御答弁申し上げましたけれども、都市下水路の機能を疎外するおそれがあります箇所につきましては、随時整備をいたしておりますが、住民のご意見も尊重し、また組合といたしましても都市下水路全線の現況把握をいたしまして、必要な箇所につきましては今後も浚渫についてはやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 7番、塘永真理人議員。

○7番(塘永真理人君) 処理場維持管理等業務委託に含まれる焼却灰処理分について答弁していただいたわけですが、汚泥等処理処分の中には、ほかに脱水ケーキ、し砂、沈砂といった内容もあるとのことですので、再々質問として、この際最も大きな比重を占める脱水ケーキのトン当たりの単価と処理処分の状況についてお尋ねしておきます。

それから、負担金の関係ですが、毎年度公団とはこの協定に基づくというか、このことについて検討して協定をして進んできたのかどうか、その辺のところだけもう一遍確認しておきたいと思います。今この間での協定の変更の内容をお聞きしたわけですが、協定を変更していくということが、実際にしてこられたわけですから、そういう意味からすると例えばというか、この石井水処理センター建設及び中央幹線建設工事の委託協定の一部を変更するというようなことがあったわけですね。ここのことを含めると、もっとやっぱり負担金の問題等は変更があつてしかるべきではないか。平成4年に26億何がしかの協定が結ばれたわけですが、これがもうその時点で協定が結ばれて、それが変更できる、そういう内容ではないという前提で執行部はずっと進んでこられていると思うのですが、今までの内容とかお聞きして、しかも今の処理センターの建設及び中央幹線建設の委託協定の一部変更、こういったこととの関係でいくと、この協定そのものを固定的に考えていく内容ではないのではないかというふうに思うわけですが、その辺についての見解をお聞きしておきたいと思います。

それから、浚渫については、ぜひ地区住民の意見を聞いて、意向を聞いて進めていただくように思います。国の2000年度予算が道路や空港、港湾、市街地整備などについては、増額されている反面、下水道などの予算はご承知のように増額されておられないわけです。しかし、総合補助金制度、これがもう創設されて、市町村における下水道整備事業の効率化が期待されるわけですが、しかしその一方で国の裁量や誘導に市町村が左右される、こういう傾向も強くなることも考えられるわけです。

正副管理者を初め執行部の皆さんには、重ねて下水道普及のため市民負担増を避けながらご尽力をいただきますようお願いして、一般質問を終わります。負担金の見解だけをお聞きします。

○議長(高橋信次君) 池畑事務局長、答弁。

○事務局長(池畑勝一君) 脱水ケーキにつきましては、トン当たり2万円でございますが、現在2社と契約しております。太平洋セメントとそれから三菱マテリアルの2社ということで、単価については同じでございます。

それから、公団の負担金の方の関係でございますが、毎年度というか事業の実施にあわせまして、この費用負担契約につきましては負担率に基づく協定につきまして、公団負担分についてやっております。この際、いろいろな状況を勘案していただくようにも協議をいたしておるところでございます。また、協定期間内に事業実施ができないようなものについては、打ち切り負担等も行っていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長(高橋信次君) 次に、2番、山中基充議員。

○2番(山中基充君) ただいま議長より発言の許可を得ましたので、今定例議会における私の一般質問を行わせていただきます。

下水道組合の構成市である坂戸、鶴ヶ島市それぞれにおいて、ホームページを開設しております。市民

にとりまして、これからそれぞれの市に移り住もうとされる方などにも手軽な情報ソースがホームページだと思われます。

そこで、質問をさせていただきます。1、インターネット人口が2,100万人を超えた現在、その有効性についてのご見解を伺います。2、下水道組合としてその広報活動などは、独自の機関紙など持たない中、どのような形で行われているのでしょうか。3、本下水の設置予定計画、私道への本下水設置要望の仕方、貸付金の利用方法、下水料金の仕組みなど各種問い合わせにどのように対応されておられるのでしょうか。4、広報を下水道組合として発行いたしますと、どれくらいの費用がかかると考えられますでしょうか。5、坂戸市、鶴ヶ島市でそれぞれホームページを立ち上げるのにどれくらいの費用、また期間がかかっているのでしょうか。6、坂戸市や鶴ヶ島市のホームページにリンクする形でホームページを立ち上げますと、どの程度の費用がかかるのでしょうか。

次に、公共事業と行政評価についてお伺いいたします。公共事業、それ自体が悪いことのような宣伝を最近よく耳にいたします。果たして現状はそうなののでしょうか。下水道事業も代表的な公共事業の一つであり、現状を伺うとともに、このたび行われた浸水性の道路の補修など本当に必要ななど、私のもとにも市民から疑問が投げかけられております。そういった市民からの疑問にもこたえるため、またむだな事業をなくすため、下水道組合の事業を客観的基準をもとに評価する行政評価を取り入れることについてお伺いいたします。

1として、本年下水道事業計画が新たに行われます。現計画が予定よりも進んでいるその主な原因を景気対策のための積極予算によるものと考えますが、その点はいかがなののでしょうか。2、下水の普及率は、文化のバロメーターと言われます。ますます高まる普及への要望を当組合はどのようにとらえ、また今後どのように対応されていくのでしょうか。また、下水道を初め身の回りの生活社会資本の整備がまだまだおこなわれている現状の中、下水道組合として公共事業のあり方に関してのご考察を伺います。3、公共事業の中身を検証する費用対効果分析の徹底など行政評価を当組合としても取り入れるべきと考えます。構成市である坂戸市、鶴ヶ島市の現状、また市民へのアカウンタビリティ、説明責任の必要性を踏まえお考えを伺います。

以上で私の1回目の質問を終了いたします。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

下水道組合のホームページ作成について。初めに、1のインターネット人口が2,100万人を超えた現在の有効性の関係でございます。インターネットにつきましては、世界最大のコンピューターネットワークと表現されております。もともとは、アメリカの軍事機関のためにつくられたコンピューターネットワークに大学や研究所などの学術機関が接続されたことにより始まったものと聞いております。1991年ごろからパソコンで接続可能なソフトウェアが普及したことにより、インターネットに接続されるコンピューターの数急激に伸びてきたのが現状であります。インターネットでは、さまざまなサービスが提供されておりますが、何といっても電子メールとホームページであります。ホームページには、世界じゅうの企業や個人などによってさまざまな情報が掲載されております。

ホームページのURL、閲覧するホームページを指定するためのパスワードですが、これがわかれば世

界じゅうどこからでも閲覧することができ、そこに掲載されている情報を利用することができるものであります。このようなことから21世紀に入ろうとしている今日、情報化社会にとってインターネットの有効性ははかり知れないものであり、行政も市民サービスの手段としまして身近なものとなっていくと考え、早急に取り組むべき課題と考えております。また、このような状況の中、構成市におきましては、既にホームページを開設し、市民サービスの向上に向け、効果を上げているところであります。当組合におきましては、パソコンによる会計システム、料金徴収システム等導入しているところでありますが、今後ホームページの関係等いろんな面から検討してまいりたいと考えております。

次に、2の広報活動がどのような形で行われているかでございますが、当組合といたしましては、現在独自の広報紙等は発行しておりませんが、下水道におきますPR等につきましては、調査や工事を行う際の事前の説明会あるいは受益者負担金の説明等使用者が特定されるという点では、一番確実な手段であります個別説明会の開催により行っているところであります。また、全体的なPR活動としては、毎年9月10日に全国的に展開される下水道促進デーにあわせまして、水処理センターの施設見学及び処理システム効果等のPR用ビデオを上映するとともに、職員による水洗化の普及促進等地域を決め、説明会を実施しているところであります。

次に、各種問い合わせにどのように対応されているかということでございますが、基本的には工事説明会あるいは窓口、電話等で主に対応しているところでございますけれども、本下水の設置予定計画につきましては説明会のときに、また市道への本下水設置要望につきましては、処理区域になった地区について私道対策布設申請により要件が整えば組合で工事をする旨を説明しまして、申請書類等を渡しております。貸付金の利用方法については、水洗便所の改造資金借り入れ申請書あるいは添付書類の説明をいたしております。3の料金の仕組みについては、パンフレットを作成し、窓口配置しております。また、排水設備の検査の際に使用者の方に説明し、パンフレットを配布しているところでございます。

次に、広報を発行した場合に、費用がどのくらいかということでございますが、広報につきましては、その都度構成市の広報に掲載していただいているのが現状でございますが、仮に組合で1回発行する場合には、費用的には4ページもので一部約12円、構成両市で6万戸の世帯としまして72万円程度かかるというふうに考えられます。また、配布に当たりましては、費用が一部25円程度で150万円が必要になるものと考えております。

次に、それぞれの構成市のホームページを立ち上げるのにどのくらいかかったかということでございますが、坂戸市につきましては、開設費用としまして消耗品が約10万円、通信運搬費が20万円、その他パソコン、プリンター、デジカメ等の備品購入でございます。開設期間につきましては、打ち合わせ内容検討、記事の作成、レイアウト等で1カ月、ホームページの作り込みで直営で2名対応で1カ月と、あとはホームページ用の通信運搬費としまして月当たり8,000円から1万1,500円がかかるということでございます。鶴ヶ島市につきましては、開設費用としては職員が手作りのため人件費のみと、開設期間につきましては1カ月というふうに向っております。

次に、6番目の構成両市のホームページにリンクする形で立ち上げた場合にはどの程度の費用がかかるかということでございますけれども、当組合としましては、具体的にどの程度の内容かについては検討はちょっとできませんので、費用については申し上げられない状況でございます。

なお、鶴ヶ島市のホームページにつきまして、組合の情報が一部入っております。内容につきましては、公共下水道の区域になった場合のお知らせと受益者負担金関係、それから下水道の使用の関係でございまして、費用につきましては負担しておりません。坂戸市につきましては、まだホームページには入ってございません。

次に、公共事業と行政評価についてでございます。初めに、1の下水道事業計画が予定より進んでいるが、主な原因が景気対策関係かというふうなことでございます。現在の事業認可計画につきましては、平成14年度までの期間であります。ご承知のように順調に整備が進んでいる状況であります。したがって、今年度から認可区域の拡大に向け、関係機関と協議し、13年度には事業認可の変更についてしたいと考えております。

ご質問の現計画区域の進捗であります。関係皆様のご協力により若干予定を上回る整備となっているところでございますが、その要因につきましては、まず国の景気対策による補正に対しまして組合議会並びに構成市のご理解のもとに積極的に予算を国に要望した結果、多くの国費を追加内示をいただきまして、事業の推進が図られたと考えております。さらには、工事に対する市民の皆様方の深いご理解とご協力も欠かせない要因の一つと考えております。今後におきましても、関係機関のご協力をいただきながら普及向上に努力してまいりたいと考えております。

次に、2の高まる普及への組合への要望、そして公共事業のあり方ということでございますけれども、下水道事業は各種社会資本の中でも整備がおくれており、国民生活の質の向上のための社会資本として国の重要課題であるとともに、地方公共団体も積極的に取り組んでいる事業であり、また下水道は単に居住環境の改善や公衆衛生の向上のための基盤的施設であるにとどまらず、河川、湖沼、海域の公共用水域の水質保全のため、欠かすことのできない根幹的な施設として認識し、下水道事業を進めているところであります。特に公共下水道に対する構成両市の市民の下水道整備に対する関心は極めて高く、それにこたえるべく鋭意努力しているところでございますので、今後も積極的に推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、3の公共事業の中身を検証する費用対効果の分析あるいは行政評価を取り入れるべきというふうなことでの考え方でございますが、公共事業を検証する評価制度についてでございますけれども、下水道事業は国の事業課題でもあり、居住環境の改善、公衆衛生の向上、都市基盤的施設、公共用水域の水質保全等これらに欠かすことのできない事業でございます。このようなことから、平成10年度に建設省所管公共事業の再評価実施要領等の通達に基づきまして、県下の公共事業を対象に埼玉県が実施しております組合下水道事業につきましても、埼玉県の公共事業評価監視委員会に審議を依頼しまして、この中で費用対効果等の分析の方もされるわけございまして、行政評価等も一部されております。そういうことでこの組合事業につきましても、継続評価がされているところでございます。

なお、構成両市の状況でございますが、鶴ヶ島市は目標管理による行政評価制度の執行導入、坂戸市におきましては行政評価システム共同研究事業、官学協同を実施しておると聞いております。組合といたしましては、引き続き県の指導により国の再評価実施要領に基づきまして実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋信次君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充。再質問を行わせていただきます。

まず、ホームページに関しまして、この通告を出した時点では、インターネット人口が2,100万人と私も認識しておりましたけれども、つい先日の新聞によると、2,800万人にまでふえたということで、私も使っておりますけれども、こういった携帯電話の端末、NTTドコモなどのiモード等が普及したのが主な原因だというふうに言われております。実に国民の20%に近い方が、要するにインターネットに加入されていると、そういう現実がございます。

また、今回ご答弁いただいた中で、当組合として広報活動をするために広報紙をもし作るとしたら、まず1回につき72万と150万かかるということで222万かかる、これは人件費を除いた額でありますので、それに比べて鶴ヶ島と坂戸のホームページの立ち上げの費用、また維持費はほとんど何万円かの数だということなので、坂戸で30万、鶴ヶ島ではほとんどゼロに近いということで、これは当組合のように広報を持たないところにおいて、市民へのそういったアピールの有効な手段として早く導入すべきではないかなと考えます。

また、行政改革の折、どうしても窓口業務が雑多になってしまうと、ほかの業務に手が回らないというご意見もございます。インターネットを導入することによって、ほとんどの作業、問い合わせ等がインターネットを持っている方はクリック一つで、言葉ではなくて画面として見れると、そういうことはかなり有効なのではないかと。また、下水道組合としてホームページを立ち上げますと、今鶴ヶ島市で一部載せているとありましたけれども、各構成市にわざわざ下水道組合の場面をつくってもらわなくて、それをリンクする形で下水道組合のホームページに直接飛ぶと、鶴ヶ島のホームページを見ていて、マウスポイントが、矢印のところ下水道組合となると手の形に変わって、そこをクリックすると簡単に下水道組合の方へ飛ぶというようなことはすぐできますので、そういったものをやっていっていただきたいなど。また、両市とも自前というか自前でホームページをつくって、どこかの業者に委託しているかと当初私は思っていましたけれども、自前でつくっていらっしゃるということなので、そのような人材の確保を含め導入についていま一度伺わせていただきます。

続きまして、公共事業と行政評価について質問させていただきます。そもそも私が今回公共事業を取り上げたということは、衆議院選挙戦などもありまして、当初にも述べさせていただきましたけれども、公共事業自体が悪ということで、場合によっては30%削減、党によっては50%の削減と、削減すればするほどいいみたいな論調が多くありました。また、逆立ちとって50兆円と20兆円と比べていただいている党もございましたけれども、その公共事業というのは、もともと病院とか特養ホームとか、そういったものの建設すべてを含めて50兆円、片やその20兆円の方は国庫負担分、ご存じのとおり社会福祉のお金というのは主立ったものが保険料、そして国庫の負担金、そして企業の負担金、もし比べるのであれば50兆円と20兆円といった比べ方にはならないと、比べる側が数字のまやかしということも考えられます。それによって民意が間違わなければいいなという思いも込めまして実態を、公共事業として代表的な下水道組合のこの事業についてお伺いしたものでございます。民意が求めるものは、いち早く下水道の普及であり、それが今回国が主張したそういった景気対策が大きく影響して、その進捗状況が進んで今回事業の拡大の見直しもあったということでございます。

また、行政評価、特に公共事業が必要か必要ではないかという部分があれば、今問われているのは生活者の方を向いた生活者重視の公共事業なのか、またむだな事業はないのか、そういったものを問われるべきで、そういったことに対して研究していくのが責任ある人の立場ではないかと思います。それが行政評価制度だと私は考えております。三重県や川崎市、また静岡県などがよく知られておりますけれども、当組合の構成市である鶴ヶ島市では恣意的に既に行政評価を進めておりますし、このたび埼玉県の埼玉新聞で拝見したところであれば、伊利市長は大学と提携をいたして第三者の評価を入れた行政評価を検討されているということでございます。そういったものを導入していく、その行政評価の必要性として自治省の研究会の報告書には、行政評価の必要として予算を中心とした行財政運営の中ではどれだけのコストを投入したのか、どれだけのことを行ったかが重視されてきました。しかし、住民の視点から見れば、どれだけの効果をもたらしたのかは重要なのではないのでしょうかと指摘されているとおりでございます。公共事業をあずかる当組合といたしましても、そういった住民の視点に立った行政評価の投入を期待するものでございます。

また、その行政評価の手法としては、手法を設定して達成度を評価するもの、経済波及効果や税収効果と投入コストを推定してその有効性を評価するもの、規制等を設けた際のインパクトを評価するもの、開発行為による環境への影響を評価するもの、時のアセスメントと言われている機関の停滞している事業を一定期間経過後に必要性を評価するものなど、さまざまなものがあると伺っております。当組合としましても、前向きに検討され、また研究されて同制度の導入を、この点に関しては期待し、推移を見守らせていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（高橋信次君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

最初に、ホームページの関係で、人材の確保とか導入の方の関係でございます。下水道の普及率も50%を超えた状況でありまして、今後はPRの活動も積極的に行う必要があると認識しております。広報の掲載内容の検討あるいはホームページにつきましても、これらの関係につきましてもは組合を構成します両市の担当部局の方とも協議をしながら、早目の対応と方策につきましても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

それから、2点目の行政評価の関係でございます。現状では、県の方へ再評価制度の中でも費用対効果等につきましてもされております。特に公共下水道につきましてもは、国の方でも行政評価の中では、その事業そのものについては当然進めるべきというふうな方向でございますが、今後改修関係、維持管理関係、そういったものについては、私どもの方もどういふふうな改修方法が一番費用的にも少なくても済むか、あるいは効率化、こういったものにつきましてもは当然組合内部に事務事業の研究委員会等も、これらもつくっておりますので、できるだけ行政評価あるいは費用対効果、こういったものにつきましてもは内部検討しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（高橋信次君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充。再々質問をいたします。

まず、ホームページですけれども、入間市などは電子申請が今後行われる、電子申請というインター

ネット上でいろんなものの申請等が行われて、窓口業務が簡素化されていく、国もこれからそういった動きになるということをにらんでの取り組みだそうなのですけれども、そういった動きが既にあります。当組合といたしましても、そういった時代の流れ、これからサミットでもIT宣言をされると伺っております。そういった時の流れにおくれることのないよう誠意工夫していただくことを、こちらは要望でとどめさせていただきます。

あと行政改革に関しましては、実際鶴ヶ島市でも恣意的な導入ということで、また坂戸市においては官学一体となった取り組みをこれからされるということですので、またその推移を見守らせていただいて、当組合としての取り組みについては期待し、こちらも要望で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋信次君） 一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（高橋信次君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は早朝より、また足元の悪い中、全議員さんのご出席をいただきまして、ここに第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会が開会をできました。予定されておりました日程9件につきましても、すべて消化し、それぞれ適切なるご結論をお出しいただいたことに対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

梅雨の季節でもあります。どうかご健康にご留意をいただきまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合のますますの進展、そして坂戸市、鶴ヶ島市両市の進展のためにご活躍賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

大変ご苦労さまでございました。



◎管理者のあいさつ

○議長（高橋信次君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げさせていただきたいと存じます。

議員各位には、早朝よりご参集を賜りまして、長時間にわたり慎重ご審議をいただき、ご提案申しあげましたそれぞれの議案に関しまして承認、ご議決を賜りましてまことにありがとうございました。

なお、坂戸市議会におきましての改選後最初の議会ということでございまして、高沢副議長さんのもとに議長選挙が行われたわけでございますけれども、人格識見とも立派に、そしてまた議会経験豊富な高橋

議員さんが議長にご就任になりました。まことにおめでとうございます。さらにはまた、監査委員として、これまた立派な経歴をお持ちの井上議員さんがご承認を賜り、ご就任になったわけでございます。どうぞ両議員さんのますますのご活躍をご期待を申し上げるところでございます。

議員各位には、それぞれご質疑あるいはまた質問等をちょうだいする中でいろいろご示唆をいただいたり、またご指摘を賜りました。さらにまた、幅広くにわたってのご提言等もちょうだいいたしたわけでございます。それらの議員のそれぞれのこのご指導を生かしまして、これからも正副管理者はもちろん執行部一丸となって下水道事業の整備の推進に当たりまして全力を傾注して取り組んでまいりますので、どうぞ議員各位の変わらざるご指導ご支援のほどをお願い申し上げる次第でございます。

時節柄、まだ梅雨の季節でもございます。どうぞ皆様方にはご自愛いただきまして、ご健勝で今後ますますご活躍なさいますようご祈念申し上げ、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午後 3時08分)

○議長(高橋信次君) これをもって平成12年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ありがとうございました。